

「公立教育・保育施設の今後のあり方（案）」について

1 検討の背景

(1) 国の動向

少子化や核家族化の進行、働き方の多様化など、子育て世帯の環境が大きく変化しており、子育て支援に係る多様化するニーズへの対応が求められている。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「質」と「量」の両面から子育てを支えるべく、体制の整備に取り組むこととされた。

また、平成30年4月には、「保育所保育指針」が改訂され、保育所における幼児教育を積極的に位置づけるなど、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「幼稚園教育要領」の改訂と合わせて、施設形態に関わらず幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などの共通化が図られた。

(2) 本市の現状

本市における乳幼児の施設利用の推移は、表1のとおりであり、全体の乳幼児数（0～5歳）は減少傾向にあるが、施設への入所比率は上昇している。さらには、核家族化や共働き世帯の増加等をはじめとした子育て世帯の環境変化により、保育を必要とする子どもが増加している。

【表1 乳幼児の施設利用の推移】

(単位：人)

年度	人口	乳幼児数	入所児童数	入所比率	保育認定利用者数			教育認定利用者数
					0～2歳児	3～5歳児	合計	
H22	126,839	6,281	3,803	60.5%	814	1,069	1,883	1,920
					21.4%	28.1%	49.5%	50.5%
H29	120,946	5,594	3,806	68.0%	1,133	1,649	2,782	1,024
					29.8%	43.3%	73.1%	26.9%
R4	114,831	4,669	3,558	76.2%	1,203	1,792	2,995	563
					33.8%	50.4%	84.2%	15.8%

※人口・乳幼児数は各年度5月1日現在の住基人口

(3) 保育の量的拡大への取組

本市では、「市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園の認定こども園への移行等により、保育定員枠を拡大するなど、子育て世帯のニーズを踏まえた教育・保育の総合的な提供体制の整備に努めてきた。

本市における施設数及び定員数の推移は、表2のとおりであり、保育認定子どもの受入体制整備が進んだことにより、特定の施設を希望する潜在的待機児童はいるものの、国基準における待機児童は、近年0人となっている。

乳幼児数の減少等、今後の見通しも踏まえれば、教育・保育施設の受け皿は、一定程度充足していると考えられる。

【表2 施設数及び定員の推移】

年度	保育所 (保育)	幼稚園 (教育)	認定こども園		地域型保育 (保育)	合計	
			保育	教育		保育	教育
H22	20 か所	19 か所	—		—	20 か所	19 か所
	1,809 人	1,920 人	—	—	—	1,809 人	1,920 人
H29	16 か所	2 か所	14 か所		6 か所	36 か所	16 か所
	1,665 人	95 人	1,085 人	1,447 人	78 人	2,828 人	1,542 人
R4	11 か所	2 か所	18 か所		9 か所	38 か所	20 か所
	1,245 人	95 人	1,784 人	821 人	138 人	3,167 人	916 人

※施設数の合計：認定こども園は保育、教育ともにカウント

※H22 年度幼稚園のみ「定員」ではなく、「入園児数」を掲載

※地域型保育：0～2 歳児を預かり、小規模で家庭的な環境の中で保育している施設

(4) 質的改善への取組

本市では、今後、教育・保育の質の向上へのさらなる取組が求められる。

公立施設は、教育・保育の受け皿としての役割に加え、行政機関として、現場の課題等を市の政策につなぐ役割が期待されるところであり、改めて公立施設のあり方を整理する必要がある。

2 公立施設の状況

【市町村合併前】

旧北会津村 旧河東町	私立施設はなく、公立施設が教育・保育の受け皿を担っていた。
旧会津若松市	公立施設は1か所であり、主に私立施設が教育・保育の受け皿を担ってきた。

【市町村合併後】

合併後	旧北会津村及び旧河東町の公立施設を会津若松市へ引継ぐ。
平成 22 年度	大田原保育所を休止（利用児童数の減少等）
平成 23 年度	河東第一幼稚園を河東第三幼稚園に統合（利用児童数の減少等）
平成 24 年度	広田保育所分園八田保育所を休止（利用児童数の減少等）
平成 26 年度	広田保育所の定員を 120 名から 140 名に増員
平成 27 年度～	子ども・子育て支援新制度の施行。 私立幼稚園の認定こども園への移行等による保育枠拡大
平成 28 年度	北会津地区の公立 4 施設を統合。民設民営の幼保連携型認定こども園を開園。
令和 3 年度末	大田原保育所及び広田保育所分園八田保育所を廃止。
令和 4 年度時点	【公立施設】 中央保育所、 広田保育所及び河東第三幼稚園の 3 施設。 【私立施設】 認可保育所： 9 施設 認定こども園： 18 施設 地域型保育事業： 9 事業所 幼稚園： 1 施設 計 37 施設

3 公立施設の役割

公立施設は、これまでも、地域における社会資源の整備状況等を踏まえ、必要とされる役割を担ってきた。子育て世帯の環境変化により、多様化、複雑化する子育て世帯のニーズに対応するため、官民が各々の役割を果たす必要があり、公立施設の運営においては以下の視点が重要となる。

- ① 公立施設が担うべき役割に注力できる体制を構築する。
- ② 民間にできることは民間に委ねる。

【公立施設が担うべき役割】

- ・ 利用希望児童を受入れる「一施設としての役割」
- ・ 私立施設単独では対応が難しい地域共通の課題に目を向けた「市全体の教育・保育環境の充実に寄与する役割」



本市の教育・保育の質の向上を図るため、公立施設は、上記 2 つの役割のうち、後者の役割を拡大する（そのための機能拡充を図る）必要がある。

【教育・保育環境の充実に向けて公立施設が担うべき主な役割】

(1) 私立施設では受入れ困難な児童の受入れ

中央保育所では、市内で唯一、産後8週からの乳児を受入れてきた。

近年は、障がいのある児童の教育・保育施設の利用が増加しており、さらには、法整備により、医療的ケア児の受入れ等も今後拡大することが予想される。現状、公立、私立に関わらず、障がいのある児童等の受入れを実施しているが、職員の加配や看護師等の専門職の配置の問題から、私立施設では受入れが困難となるケースも予想されることから、公立施設がこれらのニーズに対応できる体制を整え、多様な児童の教育・保育の機会を確保する必要がある。

【表3 特別保育事業における障がい児数】 (単位：人)

区分	H27	H30	R3
保育	29	51	43
教育	26	19	38
計	55	70	81

(2) 地域の教育・保育人材の確保・育成

保育需要の高まりにより、教育・保育を担う人材の確保・育成は、公立、私立にかかわらず、各園共通の課題である。

市では、私立施設に対し、保育士確保に向けた各種支援策を講じており、中央保育所においても、新たに低年齢児の受入れを行う民間施設の担当保育士に対する研修等を実施している。

今後も、市として、私立施設の人材確保への支援を継続するとともに、公立施設としても、様々な児童の受入れを通して蓄積されてきた情報やノウハウを、私立施設に提供するなど、地域の教育・保育を担う人材の確保・育成に貢献していく必要がある。

(3) 地域の子ども・子育て支援における中核的な機能

地域の子育て家庭を支援するため、本市では、27か所の保育所や認定こども園等で「地域子育て支援拠点事業」を実施し、保育士等による育児相談や保護者同士の交流の場の提供など、様々な支援を行っている。

中央保育所子育て支援センターでは、支援員のための研修会を実施しているが、さらなる取組として、子育て支援センターのネットワーク構築による、相談事例等の共有や、事業の拡充に向けた各種情報の発信など、公立施設が地域の子育て支援における中核的な機能を果たすことが望まれる。

また、これらの活動を通して、地域の問題・課題を把握し、市の施策に反映する役割を担う必要がある。

4 現状の運営体制

現在の公立施設では、教育・保育従事者のうち、任期の定めのない職員を中心に任期付職員、会計年度任用職員を活用し、必要な体制を確保している。

各保育所では、開所や閉所間際など、利用児童が少なく、必要な職員配置が少人数の時間帯でも、正規職員を中心とした配置が必要となるため、日々の職員配置に苦慮している。

また、障がい児の受入れなどによる保育士等の加配を要する際には、定員に空きがあっても迅速に受入できない場合があるため、現状の体制で公立施設のさらなる機能拡充は困難である。

【表4 R4.4.1 現在の公立施設の児童数及び職員数】

施設名	定員	児童数	職員数
中央保育所	100人	82人	39人
広田保育所	140人	123人	35人
河東第三幼稚園	50人	11人	6人
計	290人	216人	80人

5 公立施設の機能拡充に向けた今後のあり方（案）

(1) 基本的な考え

人口減少や少子高齢化等の影響により、今後も厳しい財政運営が予想される中、安定した行政サービスを提供するためには、担うべき役割を踏まえた「選択と集中」の徹底や、限られた財源の有効かつ適切な活用等により、持続可能な行財政運営を構築する必要がある。

公立施設の管理運営についても、上記を踏まえ、機能拡充に向けた体制を構築する必要がある。

(2) 今後のあり方（案）

① 公立施設の集約

- 今後のあり方として、「公立施設の機能拡充」と「持続可能な行財政運営」の両立を図るため、公立施設の人材を一か所に集約し、規模は縮小しながらも、機能を拡充するために必要な体制を確保する。
- 施設の集約は、子育て相談や施設利用を希望する家庭の対象が市内全域であることや、市内に点在する教育・保育施設等との連携の必要性も踏まえ、市の中心部に立地する中央保育所へ集約する。

② 広田保育所及び河東第三幼稚園を統合した施設の民営化

- 広田保育所及び河東第三幼稚園については、統合し幼保連携型認定こども園として整備するため、別紙「河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針（案）について」のとおり検討を進めてきたところである。当該施設は、本市の教育・保育の受け皿確保に大きな役割担ってきた民間法人のノウハウを生かし、民営化を進める。

③ 公立施設での1号（教育）認定子どもの受入れ

- 河東第三幼稚園において、医療的ケア児の受入れをしていた経過があるなど、公立施設の役割として、1号認定子どもの受け皿確保は、施設の集約後も必要となる。このことから、施設の集約と合わせて、中央保育所を認定こども園へ移行し、1号認定子どもの受入れを行う。

④ 中央保育所の施設整備に向けた検討

- 1982年に建設された中央保育所は、老朽化、狭あい化が進んでいる。医療的ケア児等の受入れや、子育て支援機能のさらなる拡充を図るためには、施設のバリアフリー化や活動スペースの確保等が不可欠であることから、施設整備に向けた検討を進めていく。

6 年次計画（案）

令和4年度	「公立教育・保育施設の今後のあり方」及び「河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針」の決定
令和5年度	河東地区幼保連携型認定こども園の事業者の公募・選定・協定締結
令和6年度	市・法人による施設運営に係る引継ぎ及び合同保育等の実施
令和7年度	広田保育所の民営化（類型：幼保連携型認定こども園） 広田保育所施設の増築（法人による施設整備）
令和8年度	河東第三幼稚園の河東地区幼保連携型認定こども園への統合 中央保育所の類型変更（保育所型認定こども園）